

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震に伴う要請

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部を震源とする地震においては、最大震度 6 弱の地震が観測され、その後も度重なる地震が発生しています。

この地震により、生活基盤である住家において、全壊半壊こそ少ないものの、屋根の損壊、壁のひび割れ等の被害が多数発生するなど、多くの被害が発生しており、これに対し、被災地では、安定した生活を取り戻すため、総力を挙げ、復旧・復興対策に取り組まれているところです。

しかしながら、被害の大きい鳥取県中部地域は、高齢化率が高く、かつ財政基盤も脆弱な地域であり、さらに、豪雪地帯であるため、積雪期を前に住宅や道路の早期復旧が最優先の課題となっています。

また、鳥取県中部地域以外はほとんど被害がなかったにもかかわらず、県内全域において、宿泊のキャンセルが多数発生するなど、観光産業への風評被害により地域経済が大きな打撃を受けています。加えて、収穫期を前にした晩成梨の落果など、農業被害も深刻な問題となっています。

このため、被災地が復興を成し遂げ、地方創生の歩みを再び取り戻せるよう、下記 4 点をはじめ、鳥取県の「鳥取県中部地震に伴う国への緊急要望書」に対し、政府を挙げて取組が実施されることを要請します。

記

1 観光産業等への風評被害対策について

日本政府観光局や観光関係団体による国内外における鳥取観光キャンペーン等の実施、高速道路料金の割引、割引観光プラン助成制度の創設等、鳥取県の観光産業の復興に対する支援をすること。

2 農業被害への支援について

鳥取県内産梨の風評被害が発生することがないように、フード・アクション・ニッポンにおける応援プログラムなど、国においても情報発信等の支援をすること。

また、鳥取県内最大の梨生産地域において選果場施設が被災する等農業生産体制への悪影響が想定されることから、生産施設の早期復旧に向けた支援をすること。

3 復旧・復興に係る財政支援について

公共土木施設、農地・農林施設、農作物、文化観光施設、歴史的建造物、学校・学校関連施設等について多くの被害が発生したため、地震被害に係る緊急対応及び復旧対策にかかる財政措置について、激甚災害の指定、特別交付税措置、新たな財政支援措置などを実施すること。

また、早期に復旧工事が実施されるためにも、災害査定が迅速かつ円滑に実施されるよう配慮すること。

4 被災建築物の早期復旧に対する支援について

被災者の生活再建に必要な「り災証明書」について、被災市町の交付業務に係る相互協力体制が早期に確立され、迅速な交付が行われるよう支援をすること。

住宅被害の早期復旧のため、災害救助法における住宅の応急修理について、法が適用される対象や限度額の緩和など自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう救助の基準を見直すなど幅広く支援すること。

また、被災建築物の解体・撤去に係る現行の支援制度について、生活に密着した蔵・納屋等の附属建物も含めるなど支援対象の拡充及び要件の緩和を行うこと。

平成 28 年 11 月 7 日

全国知事会

会 長 山 田 啓 二

全国知事会危機管理・防災特別委員会

委員長 鈴木 英 敬